

東海市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

東海市長 花 田 勝 重

東海市条例第 33 号

東海市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例

東海市行政財産の目的外使用に関する使用料条例(昭和 54 年東海市条例第 14 号)
の一部を次のように改正する。

別表備考第 1 号中「日本電信電話株式会社」を「N T T 株式会社」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。